

福岡グリーンイノベーションチャレンジ補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡グリーンイノベーションチャレンジ補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和 44 年福岡市規則第 35 号。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、脱炭素の分野をビジネスチャンスと捉え、カーボンニュートラルに資する製品開発等の新たな事業を展開する中小企業等を支援し、グリーンイノベーションを推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 大企業 中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者以外の会社をいう。
- (3) カーボンニュートラル 二酸化炭素等の温室効果ガスについて、排出しないだけでなく、吸収、除去、再利用等によって、排出量を全体としてゼロにする取組みをいう。
- (4) グリーンイノベーション 経済と環境の好循環を実現させる、エネルギー・環境分野における技術の革新をいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当し、グリーンイノベーションを推進する優れた事業と認められるものとする。

- (1) カーボンニュートラルに資する新たな製品やサービスの開発等に取り組むものであること。
- (2) 開発の内容が新規性、独自性を有するものであること。既存の事業に係る場合は、その拡充や性能向上等を図る開発等であること。
- (3) 補助対象期間内に開発等に関して一定の成果を達成し、その報告が可能であるもの。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条の規定による補助対象経費の2分の1又は200万円のうち、いずれか低い額を上限とし、市の予算の範囲内で市長が適当と認めた額とする。

(補助対象者)

第7条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とし、公募により募集する。

- (1) 福岡市内に本店を置く中小企業者で、将来に渡って福岡市で事業継続する意思を有すること。

- (2) 製品、サービスの開発等を確実に行うに足る能力を十分に有していること。
- (3) 取組み内容について、成果の報告が可能なこと。
- (4) 本市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。
- (5) 役員が福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員若しくは同条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は補助対象外とする。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている者

（補助対象期間）

第 8 条 補助の対象期間は、交付決定により定めた日から当該年度の 3 月 31 日までとする。

- 2 過年度と同一の補助対象者による同一の補助対象事業に対する申請（以下「再申請」という。）を妨げない。ただし、再申請への交付の決定の回数は 2 回以内とする。なお、再申請の場合であっても、毎年度所定の手続きを必要とし、次年度以降の補助金の交付を保証するものではない。

（補助金の交付申請）

第 9 条 補助金の交付を受けようとする者は、市長に対し、市長が定める期日までに、次に掲げる書類を添えて、補助金の交付の申請を行わなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 補助対象経費収支予算書（様式第 2 号）
- (3) 事業計画書
- (4) 役員名簿
- (5) 履歴事項全部証明書（個人事業主の場合は開業届）
- (6) 定款、規約等（個人事業主を除く）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（評価委員会の設置）

第 10 条 市長は、前条第 1 項第 3 号に掲げる事業計画書に係る事業計画（以下「事業計画」という。）の審査を適正に行うため、必要に応じて評価委員会を設置することができる。

- 2 評価委員会は、学識経験者、支援機関の職員その他により構成する。
- 3 評価委員会では、事業計画について優位性、市場性・成長性、事業化可能性、カーボンニュートラルへの貢献等の観点から補助を行うことの適否等の評価について、各委員から参考となる意見を収集する。

（補助金の交付の決定）

第 11 条 市長は、必要に応じて評価委員会の評価を踏まえ、補助金を交付すべきと認めたときは、すみやかにその決定の内容およびこれに付した条件を様式第 3 号により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。
- 3 市長は、第 1 項の審査の結果により補助金を交付することが不相当と認められたときは、すみやかにその旨を様式第 4 号により申請者に通知するものとする。

(決定事業の変更認定)

- 第12条 前条第1項に規定する補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、当該決定に係る事業（以下「決定事業」という。）を変更しようとするときは、様式第5号により市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請が承認すべきものと認めたときは、当該交付決定者にその旨を様式第6号により通知するものとする。

(事業の実績報告)

- 第13条 交付決定者が決定事業の実績を報告するに当たっては、市長に対し、次に掲げる書類を提出しなければならない。
- (1) 補助対象事業実績報告書（様式第7号）
(2) 補助対象経費収支決算書（様式第8号）
(3) 補助対象経費の支払い実績がわかる書類
(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の報告は、当該決定を受けた日の属する市の会計年度が終了する日までに行わなければならない。
- 3 前項の規定に関わらず、決定事業が完了したときは当該完了した日から起算して1月以内に第1項の報告を行わなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第14条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を様式第9号により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

- 第15条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。

(財産の管理等)

- 第16条 交付決定者は、補助対象経費により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、決定事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第17条 交付決定者は、原則として福岡市の承認を得ずに取得財産を処分してはならない。
- 2 市長は、交付決定者が福岡市の承認を得て取得財産を処分したことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(関係書類の保存期間)

- 第18条 この補助事業に関する書類の保存期間は、5年間とする。

(状況報告)

- 第19条 市長は、交付決定者に対し、決定事業の進捗状況等について補助金交付決定を受けた

当該年度から5年間は報告を求めることができる。

(暴力団の排除)

第20条 市長は、暴排条例第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、補助金の交付を受けようとする者に対し役員の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(決定の取消し)

第21条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 決定事業を取り止めたとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な行為を行ったと認められるとき。
- (3) 第4条及び第7条に規定する要件を満たさなくなったと認められるとき。
- (4) 第20条第2項各号のいずれかに該当したとき。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、補助金の交付の内容又はこれに付した条件その他法令、条例及び規則に基づく市長の処分又は命令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、その旨を様式第10号により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第22条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金の当該取消しに係る額の返還を命じるものとする。

(立入検査等)

第23条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助対象者に報告させ又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(規定外の事項)

第24条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年5月25日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。なお、終期到来後の継続について

は、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。
(経過措置)

- 3 この要綱の失効に伴う経過措置については、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年7月26日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

(経過措置)

- 3 この要綱の失効に伴う経過措置については、別に定める。

(別表) 補助対象経費

補助対象経費	内容	補助率・上限額
原材料費・消耗品費	製品等の開発のために用いた、原材料、消耗品の購入に要する経費等	補助率 2分の1 補助上限 200万円
機械装置等の購入費・リース料	製品等の開発のために用いた、機械装置又は工具器具の購入、借上、製作、改良、修繕、据付、撤去に要する経費等	
開発場所の賃料	製品等の開発のために、事務所等を借用した際の賃料等	
外注加工費	製品等の加工のために、外部の法人等と契約を結び、業務を委託する際に発生する経費等	
人件費	事業の実施にかかる時間に対応する直接人件費等 (人件費単価に製品等開発活動に従事した時間を乗じたもの)	
外部講師等技術指導費	製品等の開発に必要な技術指導を外部講師等に依頼するための経費等	
調査費・旅費	事業の実施に必要な調査や出張のための経費等 (経済的な通常の経路で出張したもので、実費相当額を原則とする)	
その他市長が認める経費	上記以外でカーボンニュートラルに資する製品開発等に必要な経費	

※すべて補助対象期間内の納品・使用・実施等が書面等にて確認できる経費に限る。

※下記の経費は補助対象外とする。

- ・交際費、慶弔費、懇親会費、食糧費等
- ・通信費や水道光熱費、事務用品等の消耗品費等、日常業務に係る経費
- ・租税公課（消費税や公共料金等）
- ・金融機関への振込手数料、代引手数料

※国、地方公共団体（本市を含む。）その他のこれらに準ずる団体から、他の補助金、助成金制度において交付を受けている経費については、本補助対象経費から除外する。

福岡グリーンイノベーションチャレンジ
補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 福岡市長

申請者 所在地
名称
代表者氏名
連絡先 担当者名
電話番号

福岡グリーンイノベーションチャレンジについて、補助金の交付を受けたいので、福岡市補助金交付規則を承知の上、福岡グリーンイノベーションチャレンジ補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

また、本件申請にあたり市に提出した個人情報について、市が上記事業における補助金の交付に係る事務に関して、警察本部への照会確認及び市税の課税状況や納付状況の照会に使用することに同意します。

記

- 1 事業内容
- 2 交付申請対象期間
- 3 交付申請額 円 (補助対象経費 円)
- 4 添付書類
 - ・補助対象経費収支予算書 (様式第2号)
 - ・事業計画書
 - ・役員名簿
 - ・履歴事項全部証明書 (個人事業主の場合は開業届)
 - ・定款、規約等 (個人事業主除く)
 - ・その他必要な書類

補助対象経費収支予算書

1 収入の部（今年度末まで）

（単位：円）

費 目	予 算 額	備 考
市補助金		
自己資金（借入金含む）		
合 計		

2 支出の部（今年度末まで）

（単位：円）

費 目	予 算 額	備 考
合 計	円	
うち消費税及び地方消費税	円	
補助対象経費	円	
交付申請額	円	

※消費税及び地方消費税は補助対象外経費となります。

福岡グリーンイノベーションチャレンジ
補助金交付決定通知書

第 年 月 日
第 年 月 日

様

福岡市長

年 月 日付で申請のありました福岡グリーンイノベーションチャレンジ補助金の交付申請については、下記のとおり交付決定しましたので、福岡グリーンイノベーションチャレンジ補助金交付要綱第11条第1項の規定により通知します。

記

- 1 決定事業
- 2 交付対象期間
- 3 交付決定額 円
(補助対象経費 円)
- 4 補助条件

福岡グリーンイノベーションチャレンジ
補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長

年 月 日付で申請のありました福岡グリーンイノベーションチャレンジ補助金の交付申請については、審査の結果、補助金の不交付が決定されましたので、福岡グリーンイノベーションチャレンジ補助金交付要綱第11条第3項の規定により通知します。

記

1 事業内容

2 不交付決定理由

福岡グリーンイノベーションチャレンジ
補助金交付事業変更申請書

年 月 日

(宛先) 福岡市長

申請者 所在地
名称
代表者氏名
連絡先 担当者名
電話番号

年 月 日付で交付の決定を受けた福岡グリーンイノベーションチャレンジ補助金について、下記のとおり変更したいので、福岡グリーンイノベーションチャレンジ補助金交付要綱第12条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更交付対象期間
- 4 変更交付申請額 円
(補助対象経費 円)
- 5 添付書類

福岡グリーンイノベーションチャレンジ
補助金変更交付決定通知書

第 年 月 日
第 年 月 日

様

福岡市長

年 月 日付で変更申請のありました福岡グリーンイノベーションチャレンジ補助金については、交付事業の変更を決定しましたので、福岡グリーンイノベーションチャレンジ補助金交付要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 決定事業（変更後）
- 2 変更内容

福岡グリーンイノベーションチャレンジ
補助対象事業実績報告書

年 月 日

(宛先) 福岡市長

申請者 所在地
名称
代表者氏名
連絡先 担当者名
電話番号

福岡グリーンイノベーションチャレンジ補助金の交付決定を受けた事業について、福岡グリーンイノベーションチャレンジ補助金交付要綱第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 決定事業
- 2 交付対象期間
- 3 交付決定額 円
(補助対象経費 円)
- 4 添付書類
 - ・補助対象経費収支決算書(様式第8号)
 - ・事業報告書
 - ・補助対象経費の支払い実績がわかる書類
 - ・その他必要な書類

補助対象経費収支決算書

1 収入の部（今年度末まで）

（単位：円）

費 目	予 算 額	備 考
市補助金		
自己資金（借入金含む）		
合 計		

2 支出の部（今年度末まで）

（単位：円）

費 目	予 算 額	備 考
合 計	円	
うち消費税及び地方消費税	円	
補助対象経費	円	
交付申請額	円	

*消費税及び地方消費税は補助対象外経費となります。

福岡グリーンイノベーションチャレンジ
補助金確定通知書

第 年 月 日
第 年 月 日

様

福岡市長

年 月 日付で報告のありました福岡グリーンイノベーションチャレンジ補助対象事業報告書により、下記のとおり補助金額を確定しましたので、福岡グリーンイノベーションチャレンジ補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

本通知を受けた事業者は、年 月 日までに請求書を提出してください。提出期日までに請求書を提出しない場合は、補助金を支払うことができません。

記

1 決定事業

2 補助金確定額 円

福岡グリーンイノベーションチャレンジ
補助金交付決定取消通知書

第 年 月 日
号

様

福岡市長

年 月 日付で交付決定しました福岡グリーンイノベーションチャレンジ補助金については、交付決定を取り消しましたので、福岡グリーンイノベーションチャレンジ補助金交付要綱第 21 条第 3 項の規定により通知します。

記

- 1 決定事業
- 2 取消内容
- 3 取消理由